

# 谷口総合法律事務所

## 報酬基準

〒604-0902

京都市中京区中町通夷川上る銚田町 288

TEL 075-241-0935 / FAX 075-241-2735

URL <http://www.taniguchi-lo.jp/>

谷口総合法律事務所

制定 平成 16 年 4 月 1 日

改訂 平成 18 年 2 月 1 日

改訂 平成 18 年 4 月 26 日

改訂 平成 21 年 11 月 7 日

改訂 平成 23 年 12 月 26 日

改訂 平成 25 年 6 月 6 日

改訂 平成 27 年 1 月 1 日

改訂 令和 2 年 1 月 1 日

## 1 一般（タイムチャージ）

タイムチャージ 20,000 円／時間～

## 2 法律相談（相談料）

相談料 5,000 円／30 分

## 3 書面鑑定（鑑定料）

鑑定料 50,000 円～

## 4 民事紛争事件（着手金＋報酬金）

### (1) 着手金

#### ア 個別型（手続単位）

#### (7) 訴訟、調停、審判、非訟、行政、仲裁、支払督促、示談交渉、契約締結交渉、保全、執行等

経済的利益	料率
～ 3,000,000円	8%
3,000,000円 ～ 30,000,000円	5%+90,000円
30,000,000円 ～ 300,000,000円	3%+690,000円
300,000,000円 ～	2%+3,690,000円

※ 倒産事件（任意整理、破産、民事再生、会社更生、特別清算、任意再生）は除く。

※ 案件の難易に応じ、30%の範囲で増減することができる。

※ 経済的利益を共通にする案件については、50%とすることができる。

※ 契約締結交渉事件は 25%とする。

※ 保全（無審尋）事件は 25%、保全（要審尋）事件及び保全異議事件は 50%とする。

※ 執行事件は 25%、執行異議事件は 50%とする。

※ 最低額を 240,000 円（顧問先は 100,000 円）とする。

※ 保全（無審尋）事件の最低額は 60,000 円（顧問先は 25,000 円）とする。

※ 保全（要審尋）事件及び保全異議事件の最低額は 120,000 円（顧問先は 50,000 円）とする。

※ 執行事件の最低額は 60,000 円（顧問先は 25,000 円）とする。

※ 執行異議事件の最低額は 120,000 円（顧問先は 50,000 円）とする。

※ 手続相互の関係

一事件とみなすもの	示談交渉	→	保全、調停、訴訟、労働審判、損害賠償命令、即決和解、支払督促、審判
	家事調停（別表第 2）	→	家事審判
	少額訴訟	→	通常訴訟
	手形訴訟、小切手訴訟	→	通常訴訟
	損害賠償命令	→	通常訴訟
	支払督促	→	通常訴訟
	保全（要審尋）	→	保全異議
別事件とみなすもの（50%）	調停	→	訴訟
	労働審判	→	通常訴訟
	原審	→	上訴審（控訴、上告、抗告）
	保全（無審尋）	→	保全異議
	執行	→	執行異議

(4) 倒産事件（任意整理、破産、民事再生、会社更生、特別清算、任意再生）

経済的利益 (負債総額)	非事業者		事業者・法人	
	任意整理 破産	個人再生	任意整理 破産	民事再生 会社更生 特別清算 任意再生
～50,000,000円	300,000円	400,000円	500,000円	1,000,000円
50,000,000円～300,000,000円	600,000円	—	900,000円	3,000,000円
300,000,000円～	0.2%	—	0.3%	1%

※ 任意整理については、30,000円×債権者数とすることができる。

※ 倒産処理に付随して行う過払金請求手続を含む。

イ 包括型（事案単位）

経済的利益	料率
～3,000,000円	10%
3,000,000円～30,000,000円	6%+120,000円
30,000,000円～300,000,000円	3.5%+870,000円
300,000,000円～	2.5%+3,870,000円

※ 包括の対象は、保全、本案及び執行とする。

包括の対象とするもの	保全	→	保全異議
	保全	→	示談交渉、調停、訴訟、労働審判、損害賠償命令、即決和解、支払督促、審判
	示談交渉	→	調停、訴訟、労働審判、損害賠償命令、即決和解、支払督促、審判
	調停	→	訴訟、支払督促、審判
	家事調停（別表第2）	→	家事審判
	少額訴訟	→	通常訴訟
	手形訴訟、小切手訴訟	→	通常訴訟
	支払督促	→	通常訴訟
	労働審判	→	通常訴訟
	損害賠償命令	→	通常訴訟
	調停、訴訟、労働審判、損害賠償命令、即決和解、支払督促、審判	→	執行
執行	→	執行異議	
包括の対象としないもの（50%）	原審	→	上訴審（控訴、上告、抗告）

※ 案件の難易に応じ、30%の範囲で増減することができる。

※ 経済的利益を共通にする案件については、50%とすることができる。

※ 契約締結交渉事件は25%とする。

※ 最低額を300,000円（顧問先は120,000円）とする。

ウ マンスリーチャージ型

30,000円/月～

(2) 報酬金

ア 一般事件（非倒産事件）

経済的利益	標準
～ 3,000,000円	16%
3,000,000円 ～ 30,000,000円	10%+180,000円
30,000,000円 ～ 300,000,000円	6%+1,380,000円
300,000,000円 ～	4%+7,380,000円

※ 契約締結交渉事件は 25%とする。

イ 倒産事件

(7) 倒産処理事件

経済的利益	非事業者		事業者・法人	
	破産・任意整理	民事再生	破産	その他
～ 30,000,000円	2%	3%	—	5%
30,000,000円 ～ 300,000,000円	1%+300,000円	2%+300,000円	—	4%+300,000円
300,000,000円 ～	0.5%+1,800,000円	1%+3,300,000円	—	2%+6,300,000円

※ 経済的利益は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する。

(4) 倒産処理に付随する過払金請求事件

経済的利益(回収額)	裁判外交渉	裁判
	20%	25%

5 民事非紛争事件（手数料）

- (1) 証拠保全 200,000 円～500,000 円
- (2) 即決和解 100,000 円～500,000 円
- (3) 公示催告 100,000 円
- (4) 倒産事件の債権届出 50,000 円
- (5) 家事審判（別表1）事件 50,000 円～300,000 円
  - ア 後見・保佐・補助開始申立 200,000 円～300,000 円
  - イ 失踪宣告申立 200,000 円～300,000 円
  - ウ 子の氏の変更許可申立 50,000 円
  - エ 相続放棄申述 50,000 円
  - オ 熟慮期間伸長申立 50,000 円
  - カ 相続財産管理人選任申立 200,000 円～300,000 円
  - キ 特別縁故者の財産分与申立 民事紛争事件に準ずる
  - ク 遺言書検認申立 50,000 円
  - ケ 遺留分放棄許可申立 100,000 円～200,000 円
  - コ 任意後見監督人選任申立 200,000 円～300,000 円
- (6) 交渉窓口の引受
  - 6ヶ月分 60,000 円～300,000 円
  - 7ヶ月目～ 10,000 円～50,000 円/月
- (7) 財産管理
  - 管理手数料 10,000 円/月以上
  - 処分手数料 2～5%
- (8) 任意売却 2～5%
- (9) 自賠償保険金請求 2%
- (10) 各種申請手続 5,000 円/件～
  - ア 不動産登記手続 50,000 円/件
  - イ 商業登記手続 50,000 円/件
  - ウ 法定相続情報一覧図の保管の申出手続 5,000 円/件
  - エ 証明書等申請手続 1,000 円/通

- (11) 法律・事実関係調査 50,000 円～
- ア 弁護士法第 23 条の 2 照会 5,000 円/件
  - イ 相続関係調査
    - (ア) 相続人調査 1 万円+1,000 円/通
    - (イ) 相続財産調査 1 万円+1,000 円/通
    - (ウ) 公正証書遺言調査 5,000 円
  - ウ 提訴前証拠収集処分申立
    - (ア) 提訴予告通知 50,000 円～
    - (イ) 当事者照会 50,000 円
    - (ウ) 文書送付嘱託申立 50,000 円
    - (エ) 調査嘱託申立 50,000 円
    - (オ) 鑑定意見陳述嘱託申立 50,000 円
    - (カ) 検証調査命令申立 50,000 円
  - エ 財産開示命令申立 50,000 円
- (12) 契約書その他法律文書のチェック・作成
- ア チェック 30,000 円～
  - イ 作成 (イージ-オーダー) 30,000 円～
  - ウ 作成 (オーダーメイド) 50,000 円～

(13) 会社法務

ア 会社設立等 (M&A)

資本金もしくは総資産額のうち高い額又は増減資額	
～ 10,000,000円	4%
10,000,000円 ～ 20,000,000円	3%+100,000円
20,000,000円 ～ 100,000,000円	2%+300,000円
100,000,000円 ～ 200,000,000円	1%+1300,000円
200,000,000円 ～ 2,000,000,000円	0.5%+2300,000円
2,000,000,000円 ～	0.3%+6300,000円

- イ 株主総会等指導 300,000 円～500,000 円
- ウ 現物出資等証明 300,000 円

(14) 遺言

- ア 遺言書作成 100,000 円～500,000 円
  - ※ 事案の大小、難易度等を勘案して、定める。
- イ 遺言書保管 6,000 円/年
  - ※ 毎年 3 月 31 日に翌年分を口座引落
  - ※ 毎年 3 月 31 日に戸籍謄本取得にて相続の発生を確認する。
- ウ 遺言執行

遺産の価額	
～ 3,000,000円	300,000円
3,000,000円 ～ 30,000,000円	2%+240,000円
30,000,000円 ～ 300,000,000円	1%+540,000円
300,000,000円 ～	0.5%+2,040,000円

(15) 事務代行

- ア 集金事務 500 円/集金
- イ 送金事務 500 円/送金

## 6 刑事・少年事件（着手金＋報酬金）

### (1) 刑事弁護・少年付添事件

#### ア 着手金

##### (ア) 捜査弁護（成人・少年）

自白事件	200,000 円～
否認事件	300,000 円～

##### (イ) 公判弁護（成人・少年）

通常裁判	自白事件	200,000 円～
	否認事件	300,000 円～
裁判員裁判	自白事件	500,000 円～
	否認事件	1,000,000 円～

※ 一審級限りとし、不服申立事件（控訴、上告等）は、別事件とする。

※ 原審を受任している場合は、不服申立事件は 50% とする。

##### (ウ) 少年審判付添（少年）

自白事件	200,000 円～
否認事件	300,000 円～

※ 一審級限りとし、不服申立事件（抗告、再抗告等）は、別事件とする。

※ 原審を受任している場合は、不服申立事件は 50% とする。

#### イ 報酬金

##### (ア) 捜査弁護（成人・少年）

不起訴・不送致	300,000 円～
略式起訴	200,000 円～
被疑事実より軽い罪名での起訴・送致	200,000 円～

##### (イ) 公判弁護（成人・少年）

罪に対する報酬	公訴事実の全部又は一部につき犯罪の成立が否定されたとき	100,000 円～
刑に対する報酬	無罪判決	300,000 円～
	求刑からの減軽判決	100,000 円～
	一部執行猶予判決	100,000 円～
	執行猶予判決	200,000 円～

##### (ウ) 少年審判付添（少年）

保護事実に対する報酬	保護事実の全部又は一部につき犯罪の成立が否定されたとき	100,000 円～
保護処分に対する報酬	審判不開始・不処分	300,000 円～
	保護観察	200,000 円～
	少年院、児童自立支援施設又は児童養護施設送致	100,000 円～

#### ウ 身柄関連報酬金 100,000 円～

※ 保釈、勾留却下、勾留取消、勾留停止、接見禁止の全部又は一部解除等

#### エ 接見手数料 3 万円／回

### (2) 仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続

#### ア 着手金 200,000 円～

#### イ 報酬金 200,000 円～

- (3) 犯罪被害者支援活動 タイムチャージによる
- (4) 告訴・告発
- ア 着手金 200,000 円～
  - イ 報酬金（受理） 100,000 円～
  - ウ 報酬金（処分） 100,000 円～
- (5) 検察審査会申立
- ア 着手金 200,000 円～
  - イ 報酬金 200,000 円～

**7 内部通報窓口（委託料）** 30,000 円～

対象とする通報者の人数	委託料
～300 名	30,000 円／月
301 名～1,000 名	50,000 円／月
1,001 名～3,000 名	70,000 円／月
3,001 名～	別途見積り

**8 講演（講演料）** 50,000 円／回～

**9 日当**

- (1) 半日（4 時間／日未満） 30,000 円～50,000 円
- (2) 1 日（4 時間／日以上） 50,000 円～100,000 円

**10 顧問（顧問料）**

- (1) 顧問契約
  - ア Home Lawyer Type 5,000 円／月～
  - イ Standard Type 50,000 円／月～
  - ウ Premium Type 100,000 円／月～
  - エ Lite Type 30,000 円／月～
  - オ For Real Estate Leasing 5,000 円／月～
- (2) リレーションシップ・アド・サービス
  - ア 事業者 5,000 円／人
  - イ 非事業者 500 円／人

**【 注 意 】**

本報酬基準の表示金額は、消費税を含まない金額であり、現実の支払額は、消費税 10%を加えた金額となります。

# 経済的利益基準

## 第1 民事事件（行政事件・非訟事件を含む）

事件類型	算定方法
金銭債権	債権総額（利息・損害金）を含む
継続的給付債権	債権総額の70% 但し、期間不定のものは、7年分の額
賃料増減額請求	増減額分の7年分の額
所有権	対象物の時価相当額
占有権	対象物の時価相当額の50% 又は、使用料の7年分
建物所有権	建物時価相当額＋敷地時価相当額の30%
建物占有権	建物時価相当額の50%＋敷地時価相当額の30% 又は、使用料の7年分
地役権	承役地の時価相当額の50% 又は、対価の7年分
担保権	被担保債権額 又は、担保目的物時価相当額
登記請求	登記の対象となる権利の経済的利益
詐害行為取消請求	取消請求債権額 又は、取消対象法律行為の目的の価額
解雇無効	年収の1年分 但し、金5,000,000円を最低額とする。
共有物分割請求	対象となる持分の時価の30%
境界確定	争いのある範囲の土地の時価相当額 但し、金3,000,000円を最低額とする。
その他算定不能	金5,000,000円以上とする。

※ 引換給付請求の場合は、反対給付の経済的利益の半額を控除する。



## 第2 家事事件

事件類型	算定基準
離婚・夫婦関係調整	金4,000,000円～20,000,000円 ※ 離婚原因の内容（争いの有無）、財産分与額、慰謝料額、養育費額、親権、面接交渉権、婚姻費用額、同居その他離婚・夫婦関係調整の実状及びこれに付随する諸条件を総合的に考慮して、上記範囲内で定める。
財産分与	請求額
慰謝料	請求額
継続的給付請求権 (養育費、扶養料、婚姻費用等)	債権総額の70% 但し、期間不定のものは、7年分の額
遺産分割請求	対象相続分の時価の1/3 但し、財産の範囲及び相続分について争いがある場合は、時価相当額
遺留分侵害請求	請求額
遺言無効	無効になることにより取得する財産の時価相当額
その他の別表2 審判・家事調停事項	金1,250,000円～8,000,000円

※ 引換給付請求の場合は、反対給付の経済的利益の半額を控除する。

## 夫婦関係調整・離婚事件に関する特則

### 1 着手金

主たる事項	離婚その他夫婦関係の継続・終了に関する事項	200,000 円～300,000 円
付随的事項	財産分与及び慰謝料	100,000 円～200,000 円
	婚姻費用分担	50,000 円
	子の監護に関する事項（親権・養育費・面接交渉）	40,000 円 + 10,000 円×人数

### 2 報酬金

主たる事項	離婚その他夫婦関係の継続・終了に関する事項		200,000 円～400,000 円	
付随的事項	財産分与及び慰謝料	権利者側	給付を受けた額×報酬料率	
		義務者側	給付を免れた額×報酬料率	
	婚姻費用分担	権利者側	給付を受ける額（総額又は7年分）×料率 or 入金額(入金管理)×10%	
		義務者側	給付を免れた額（総額又は7年分）×料率	
	子の監護に関する事項	親権		(40,000 円～80,000 円)+(10,000 円～20,000 円)×人数
		面接交渉		(40,000 円～80,000 円)+(10,000 円～20,000 円)×人数
		養育費	権利者側	給付を受ける額（総額又は7年分）×料率 or 入金額(入金管理)×10%
			義務者側	給付を免れた額（総額又は7年分）×料率

※ 主たる事項を受任する場合にのみ適用し、付随的事項のみを受任する場合には適用しない。